埼医業Ⅰ第２０２８号

令和６年１１月２５日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（公印省略）

令和６年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記の件について、別添のとおり埼玉県保健医療部長から依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても内容をご了知いただき、貴会管下会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

なお、令和４年度よりオンラインによる届出が開始され、事務作業の負担軽減となりますので、是非ともオンライン届出を積極的にご活用ください。

担当：業務Ⅰ担当　石川
電話：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

保政第 ６０１－２ 号
令和６年１１月１９日

一般社団法人埼玉県医師会
　　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和（公印省略）

令和６年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、令和６年１１月１８日付け医政発 1118 第２号及び医薬発 1118 第２号のとおり、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

本届出は、医師、歯科医師、薬剤師の分布を把握し、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的として、２年ごとに氏名・住所、その他の事項を届け出るよう、医師等に義務付けているものです。

本年はこの届出年に該当するため、郡市医師会及び会員に対し、御周知くださるようお願い申し上げます。

また、前回（令和４年）の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師については、オンラインによる届出が可能となりましたので、併せて積極的な活用について御配慮いただくようお願い申し上げます。

担　当　保健医療政策課
　　保健所・衛生研究所・県立大学担当　堀本・山崎
電　話　０４８－８３０－３２２９
メール a3510-14@pref.saitama.lg.jp

医政発 1118 第２号
医薬発 1118 第２号
令和６年 11 月 18 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬局長
（ 公 印 省 略 ）

令和６年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（通知）

標記届出については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第６条第３項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第６条第３項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第９条の規定により、２年ごとの年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項について届出を行うことが義務付けられており、医師及び歯科医師が届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されなくなります。

厚生労働省においては、届出により得られる行政記録情報を活用して公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行いますので、これらの届出について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、令和４年度の届出から、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師について、オンラインによる届出が可能となりました。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル、届出様式等は、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ URL〕　※令和６年 11 月 18 日以降更新予定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

令和６年度の届出に係る実施方法、提出期限、集計・公表等は下記のとおりとしますので、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区の市区町その他関係団体等に対する連絡及び届出票の配布について、貴職からお願いいたします。

記

1　届出の対象

日本国内に住所があって、日本の医籍に登録されている医師、歯科医籍に登録されている歯科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師。

2　届出の時点

令和６年 12 月 31 日現在

3　届出事項

(１)住所
(２)性別
(３)生年月日
(４)登録年月日
(５)業務の種別
(６)従事先の所在地
(７)就業形態
(８)主たる業務内容（薬剤師を除く。）
(９)休業の取得
(10)従事する診療科名（薬剤師を除く。）
(11)取得している広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名（薬剤師を除く。）
(12)分娩の取扱いの有無（医師のみ）　　等

4　届出の経路等

（１）オンラインによる届出の場合

①医療機関等に勤務する届出義務者である医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等を通じて届出システムにより厚生労働大臣に提出する。

ⅰ）医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出情報を登録する。

※　医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師等が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ⅱ）医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師が届出システムにおいて必要な届出情報を登録したことを確認の上登録データを送信することにより、届出を完了する。

②届出経路

厚生労働省 ―――――――― 医療機関等 ―― 医師・歯科医師・薬剤師

（２)紙媒体による届出の場合

①オンラインによる届出が困難な場合や医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師は、保健所、都道府県等を経由して厚生労働大臣に提出する。

②届出経路

厚生労働省――都道府県 ―――――― 保健所 ―― 医師・歯科医師・薬剤師

保健所設置市
特　別　区

5　届出票の提出期限

（１）オンラインによる届出の場合

医療機関等は、自機関に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（紙媒体による届出をした者を除く。以下「職員」という。）に必要な情報を伝達し、職員が届出システムにおいて必要な届出情報を登録又は届出システムにおいて職員の必要な届出情報を一括して登録することにより、令和７年１月 15 日（水）までに厚生労働大臣への届出を完了する。

（２）紙媒体による届出の場合

①保健所長は、医師、歯科医師及び薬剤師から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和７年１月 31 日（金）までに都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市及び特別区の保健所長にあっては、その市長又は区長に同年１月 24 日（金）までに提出し、市長又は区長は同年１月 31 日（金）までに都道府県知事に提出する。

②都道府県知事は、保健所長、市長又は区長から提出された届出票を内容確認の上取りまとめ、令和７年２月 28 日（金）までに厚生労働大臣に提出する。

６　統計の作成

届出事項の一部を用いて、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

７　集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、結果は速やかに「医師・歯科医師・薬剤師統計（概況）」として厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/）に掲載するとともに、集計結果を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

８　届出情報の利用にあたっての留意事項

各都道府県は、医師、薬剤師の確保対策の検討及び歯科医師の適正配置の検討等に活用するために届出情報の閲覧等をすることができる。ただし、届出票中（18）の同意欄（歯科医師届出票は（16）、薬剤師届出票は（12））に〇が記載されていない場合のみ利用可能とし、届出システムを通じて提出されたものについては、提供する情報は必要最小限とする。なお、提供項目について、追加での利用項目の申請を受け付ける。

※届出システムへのログインにあたっては各都道府県の ID・パスワードを使用すること。

医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- **法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、２年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。**
- **この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和４年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。**
- **オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。**

※ 今年度については、令和６年12月31日現在における業務従事状況等を、令和７年１月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

オンライン届出の基本手順

STEP１ 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。

STEP２ 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。

STEP３ 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。



STEP４ 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。

オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare